

# 日本加速器中性子源協議会 規約

制定 平成28年2月10日

## 第1条 (名 称)

この会の名称を日本加速器中性子源協議会と称し、略称 J C A N S (Japan Collaboration on Accelerator-driven Neutron Sources) ジェイキャンズとする。

## 第2条 (目 的)

日本における加速器中性子源の研究を基礎として、中性子ビームの実用技術及び産業実用までを含めたコンソーシアム形成を指向する総合的なネットワーク組織である。

加速器駆動中性子源の研究および中性子を用いたサイエンティフィックな研究状況の共有と産業応用の可能性を検討する。

## 第3条 (会 員)

加速器駆動中性子源に興味を持つ研究者や利用ユーザ、装置メーカーなどを対象としているが、特に会員資格の制約は付けない。

入退会希望者は代表にその意思を伝え、承認を得る。

## 第4条 (役 員)

この会には、代表1名と副代表2名を置く。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

代表の選任は会員の半数の承認を必要とし、副代表は代表が指名する。

また、会の運営を行う幹事と事務局を若干名置く。

## 第5条 (議 決)

会の円滑な運営のために新たな規約等を設ける場合は、会員の半数の賛同を必要とする。

## 第6条 (守 秘)

当会活動を行うにあたり、日本国における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、及び「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」、ならびに 諸外国の競争法を十分に尊重し、これを遵守する。

また、会の中で発信された情報は会員に限定する。情報発信者が公開情報と明示した場合は対象外とする。

## 第7条 (会 費)

会の円滑な運営のために会費を徴収できることとする。

また、会費を徴収する場合は、議決の項に従う。

附 則

規約制定時の役員は

代表	鬼柳 善明	(名古屋大学)
副代表	清水 裕彦	(名古屋大学)
副代表	三和田 靖彦	(トヨタ自動車(理化学研究所出向中))
幹事	猪野 隆	(高エネルギー加速器研究機構)
事務局	広田 克也	(名古屋大学)
事務局	市川 豪	(名古屋大学)